

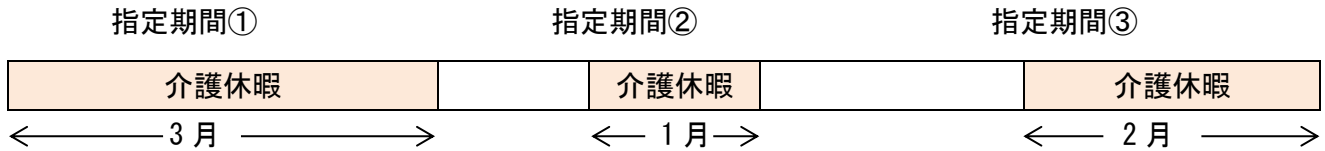


## 介護に係る休暇制度が改正されました。

### 1. 介護休暇の取得可能期間が変更になりました。

通算6月の範囲内で3回まで分割可能です。

特休の短期の介護は一の年において5日の範囲内取れます。時間でも取れます。



各期間の合計は最大6月

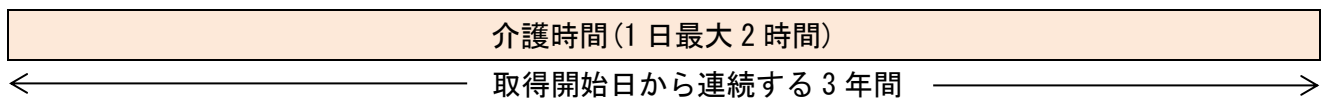
※各期間の間隔に上限はありません。

※それぞれ指定期間内で必要と認められる期間休暇取得が可能です。



### 2. 介護時間が新設されました。

連続する3年の期間内において、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得できます。



※介護休暇期間中の重複取得はできません。

## 育児休業等の対象となる子の範囲が拡大

養子を含んだ法律上の親子関係がある子に加え、次の①～③の子が対象となりました。

①特別養子縁組監護期間中の子

②養子縁組里親に委託されている子

③養子縁組里親を希望する組合員に児童を委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため、養育里親として委託された子



平成29年1月から公務員も個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入できることとなっています。資料が必要な方は事務まで。個人で申込が必要となります。



## 本年度の活動について

平成28年度は経験の浅い事務職員が全体の半数以上となりました。そのため事務の平準化・適正化を目指して共同実施会を行いました。共同実施会会員の繋がりを大切にして正確で質の高い事務の提供に励みました。来年度「つなぐ」をテーマに県事研研究大会分科会を県事研大島支部で引き受けます。そのため「つなぐ AFPYの活動を通して」と題して資質能力向上のための全体会も行いました。

「諸手当認定相互審査」「諸手当確認」「共済組合被扶養者検認」「年末調整相互確認」については、より多くの目で確認し適正に処理ができました。今後も御理解・御協力をお願いします。

大島久賀グループで共同実施だよりを作成しました。

共同実施ホームページ [www.sea.icn-tv.ne.jp/~gakkou/kyoudou/](http://www.sea.icn-tv.ne.jp/~gakkou/kyoudou/) に載せています。是非ご覧ください。



平成 28 年度も残りわずか…  
忙しいこの時期に、見落としがないよう確認しましょう！

◆諸帳簿の確認 記入・押印漏れはありませんか？

出席簿 指導要録 旅行命令簿 休暇簿 など

◆文書・物品の確認

公文書・備品は定位置に戻しましたか？

個人情報、きちんと削除されていますか？

机まわり・ロッカーは片づいていますか？ 不要な物は持ち帰りましょう。

年度末

◆家庭環境の確認 状況が変わる方は、事務職員へお知らせください。

扶養状況に変化はありませんか？

(卒業、就職、22 歳以上の子の修学、アルバイトなど)

被扶養者のパート勤務契約に 変更はありませんか？

住居に変化はありませんか？(契約の更新、家賃の変更、引っ越しなど)

給与や旅費の振込口座に 変更はありませんか？

年度初め

人事異動のある人は…

通勤手当

- \* 最短経路を 3 回計測する。
- \* 高速道路で通勤する場合、辞令発令日から 5 日以内に利用開始し、領収書を取っておく。

住居手当

(住居移転がある場合)

- \* 転入月日は 4 月 1 日とする。
- \* 新住民票を 2 部取っておく。(住居手当と赴任旅費用)
- \* 借家の契約日は新聞発表～4 月 1 日の間にする。

単身赴任手当

- \* 支給要件は以下の通り。  
詳しくは事務職員へ)
- ① 転居～異動に伴うこと
- ② 単身～常況とすること
- ③ 別居～配偶者等とやむを得ない理由により別居すること
- ④ 距離制限等～通勤距離が 60km 以上または通勤時間がおおむね 1 時間以上であること

着任式の場所や時間は確認しましたか？  
マイカップや靴、その他私物の忘れ物はありませんか？  
渡された封筒の中には履歴書や健康診断票等重要な書類が入っています。必ず転勤先の校長先生に手渡ししましょう。

